

島しょ救患搬送連絡調整員（会計年度任用職員）募集要項

項 目	内 容
職名	島しょ救患搬送連絡調整員
任用根拠	地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく会計年度任用職員
任用期間	令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで ※ 1 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、4 回を上限として公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、<u>期間を定めた任用であり、令和 8 年 4 月 1 日以降の任用を保障するものではありません。</u> ※ 2 任用後 1 か月は条件付採用期間となります。ただし、任用後 1 か月間の勤務日数が 15 日に満たない場合は、その日数が 15 日に達するまで条件付採用の期間を延長します。
勤務職場	保健医療局医療政策部救急災害医療課 （新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 東京都庁第一本庁舎 2 8 階南）
職務内容	伊豆諸島・小笠原諸島から都内本土への救急患者搬送に関する業務等 ・空路搬送要請の受理から本土病院収容までの連絡調整、搬送資器材の管理、統計データ入力、資料作成・整理、定例会議会場設営・片付け ・補助金等事務補助、勤怠管理補助、郵便物発送等
応募資格・求められる能力	・電話及びファクシミリを使った連絡調整ができること。 ・関係機関と円滑な連絡調整を行うことができるなど、十分なコミュニケーション能力を有すること。 ・へき地医療に関心があり、救急搬送調整の経験、又は医療機関での勤務経験があることが望ましい。 ・パソコン（Excel、Word 等）の基本的な操作能力を有し、迅速に業務を遂行することができること。 ・個人情報保護及び情報セキュリティ対策の重要性を認識し、誠実に業務に取り組み、正確な事務処理ができること。 ・自己の職責を認識し、上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができること。 ・組織の一員として協調性をもって職務を遂行できること。 ・服務規律及び職場のルールを遵守して業務に取り組むことができること。 ・災害が発生した場合に災害対応の職務に従事できること。
勤務日数	月 1 2 日（平日）
勤務時間	8 時 3 0 分から 1 7 時 1 5 分まで 又は 9 時から 1 7 時 4 5 分まで 所定勤務時間を超える勤務の有無：有（月 1 回、2 1 時頃まで定例会議有）
休憩時間	原則 1 2 時から 1 3 時まで
休暇等	（有給） 年次有給休暇、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊

	婦通勤時間、出産支援休暇、育児参加休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇（無給） 妊娠症状対応休暇、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業 ※ 一定の要件を満たす場合、上記休暇等を付与
報酬額	月額 151,200円 通勤手当相当額を別途支給（上限 55,000 円/月） ※ 1 原則として月の 1 日から末日までの期間分を当月の 15 日に口座振込により支給 ※ 2 一定の要件を満たす場合、期末手当、勤勉手当を支給 ※ 3 年度途中で報酬等が増額又は減額改定される場合あり
社会保険	共済組合、厚生年金保険、雇用保険等加入の有無について：有（一部自己負担有）
応募方法等	第一次選考 書類審査 第二次選考 面接 ※ 第一次選考の合格者に対しては、別途電話により本人宛てに二次選考の日程を連絡する（不合格者には連絡をしない。）。 ※ 選考過程及び結果に関する問合せには、一切応じない。
問合せ	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 （東京都庁第一本庁舎 28 階南側） 担当 東京都保健医療局医療政策部救急災害医療課 高橋・宮本 電話 03-5320-4428（電話受付時間：9 時 00 分から 17 時 30 分まで）

○上記については、制度改正等に伴い変更となる場合があります。